

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属) 自動車交通部旅客第一課
(担当) 亀井、北本
(電話) 06-6949-6445

令和7年1月10日

明光タクシー株式会社の乗合事業（乗合タクシー） に対する行政処分について

近畿運輸局は、道路運送法第40条の規定に基づき、以下のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

1. 違反の概要

白浜町コミュニティバスの川添線における第4便において、生馬停留所以降旅客がほぼいないことから、旅客がいない場合に終点停留所まで運行せず、運転者の判断で途中帰庫しており、定められた運行計画どおりに運行を行っていなかった。

2. 処分年月日

令和7年1月10日

3. 処分対象事業者及び営業所名

明光タクシー株式会社（法人番号 6170001009150）
本社営業所（和歌山県西牟婁郡白浜町890-17）

4. 行政処分の概要

延べ10日間の事業用自動車使用停止処分（対象車両1両）

5. 法令違反条項

道路運送法第16条第1項違反
（運行計画に定める業務の確保違反）

6. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数	1点
当該事業者が付された累積違反点数	1点

配布先：青灯クラブ、近畿運輸局記者会（ハイタク部会）、近畿電鉄記者クラブ、
和歌山県政記者クラブ、和歌山県政放送記者クラブ、和歌山県地方新聞記者クラブ